

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：階上町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.4%
全職員	86.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	96.1%
本庁係長相当職	90.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.7%
31～35年	97.5%
26～30年	95.6%
21～25年	98.5%
16～20年	— %
11～15年	85.6%
6～10年	86.7%
1～5年	102.5%

【説明欄】

- ・ 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」区分には該当者がいない。
- ・ 勤続年数別「16～20年」区分には一方の性別の職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・ 勤続年数別「1～5年」区分には、社会人経験年数等を有する女性の割合が高いため、相対的に給与水準も女性の方が高い。
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多いため、全体的に男性の給与水準が高い傾向にある。
- ・ 育児休業、退職、月途中の任期開始等の理由により給与が満額支給されていない者については、勤務日数に応じた割合で職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。